

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 7 月 27 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	4件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500001号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500039号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年10月から昭和23年5月まで

私の年金記録を確認したところ、昭和20年10月から昭和23年5月までB市にあったA事業所に勤務していたが、その間の厚生年金保険の被保険者記録がない。当時の事業主はC職をしており、責任ある立場なので従業員の厚生年金保険の加入手続を行ったはずである。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A事業所の事業主は厚生年金保険の加入手続を行ったはずであると主張しているが、国の記録では、A事業所という事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録はなく、当時の状況を知っている事業主は既に死亡しており、証言を得られない。

また、A事業所の事業主はD事業所という適用事業所の事業主であること、その所在地は請求者が記憶しているA事業所の所在地と一致していること、請求者が記憶しているA事業所の同僚2名の氏名がD事業所の「健康保険労働者年金保険被保険者名簿」に記載されていること、及び「当時のD事業所は、A事業所と称していた。」との陳述があることから、請求者は期間の特定はできないものの、請求者がD事業所に勤務していた可能性がある。

しかしながら、請求者が氏名を記憶している上記同僚2名の連絡先は不明であり、D事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している6名に照会したところ、回答のあった5名は、いずれも「請求者を記憶していない。」と回答していることから請求者の勤務状況については確認できない。

また、D事業所の「健康保険労働者年金保険被保険者名簿」において、請求期間を含む昭和19年4月1日から昭和24年1月4日までの期間に請求者の氏名は確認できず、「健康保険ノ番号」に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500154号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500040号

第1 結論

請求期間について、請求者の社会福祉法人A(現在は、社会福祉法人B)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年5月1日から平成11年5月1日まで

私は、平成10年5月1日から平成12年3月31日まで正職員として社会福祉法人Aに勤務していたが、そのうち、平成10年5月1日から平成11年5月1日までの期間の厚生年金保険の記録がないので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、請求者は、請求期間当時、期間の特定はできないものの、社会福祉法人Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、請求者について、採用時期等詳細は不明だが、当初はパートとして採用した後、労働時間が雇用保険の加入要件を満たしたので雇用保険にのみ加入させ、その後、請求者の希望により正職員にして厚生年金保険に加入させた旨回答しており、採用当初から正職員であったとする請求者の陳述とは相違している。

また、請求者の夫が加入していたC健康保険組合は、請求者は平成10年5月29日から平成11年4月27日まで夫の被扶養配偶者として同健康保険組合に加入していたと回答しており、この間請求者は国民年金の第3号被保険者と記録されている。

さらに、事業主から提出された、請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、請求者は平成11年5月1日に被保険者資格を取得し、平成12年4月1日に被保険者資格を喪失しており、これは、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500175号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500041号

第1 結論

請求期間について、請求者のA病院における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月17日から昭和58年6月1日まで

A病院に看護師として勤務した請求期間が、厚生年金保険の被保険者期間として記録されていない。臨時職員であったので、共済には加入していなかったが、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A病院から提出されたA病院従組機関誌の記事、同病院の回答及び同僚の陳述から、請求者が請求期間において臨時職員として同病院に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B共済組合法(昭和*年法律第*号)の適用を受けていたA病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同法廃止後の平成15年4月1日であり、それ以前に同病院が適用事業所であった記録はない。

また、A病院は、臨時職員・パート職員はC健康保険組合及び雇用保険にのみ加入していた旨回答している上、昭和56年5月1日から昭和57年3月31日まで、請求者と同様に看護師の臨時職員として同病院に勤務したとする同僚が保有している当時の給与明細書を見ると、当該臨時職員は、給与からC健康保険組合の保険料及び雇用保険料を控除されていたが、厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500138号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500042号

第1 結論

請求期間について、請求者の株式会社A・B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年7月1日から昭和59年1月14日まで

私は、近所の人で紹介で、「ゆくゆくは正社員になれるから。」と言われ、株式会社A・B工場に昭和58年7月1日から昭和59年1月頃まで勤務した。しかし、請求期間が厚生年金保険被保険者として記録されていないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

株式会社A・B工場の事業を承継しているC株式会社から提出された退職者名簿及び雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間において季節従業員(有期従業員)として同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者と同様に季節従業員(有期従業員)であったことが確認できた2名の同僚についても、厚生年金保険の加入記録は確認できない上、請求期間当時、株式会社A・B工場において経理関連業務に従事していた職員は、当時の季節従業員(有期従業員)は厚生年金保険に加入していない旨回答していることから、同社は季節従業員(有期従業員)を厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたことがうかがえる。

また、請求期間に係る株式会社A・B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名は確認できず、整理番号に欠番もない。

さらに、請求者は、請求期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。